

指定管理者の指定について

1 名 称

新潟市老人憩の家かすがい荘

2 目 的

平成15年6月13日法律第81号で改正された地方自治法(昭和22年法律第67号)により、公の施設の指定管理者による管理が認められた。

このことにより、老人憩の家かすがい荘は平成18年4月から指定管理者による管理としてきたが、指定期間の終了に伴い、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの管理について指定管理者を非公募で選定した。

選定にあたり、新潟市老人憩の家指定管理者申請者評価会議を設け、公平・公正なる審査を行い、その評価及び意見をふまえて、指定管理者候補者を選定した。

今後、選定した団体を指定管理者として指定するために、地方自治法第244条の2第6項により、議会の議決を得るものである。

3 根拠法令等

地方自治法第244条の2第3項
新潟市老人憩の家条例第14条

4 議案等の提出

平成28年12月議会に議案提出